

1 いじめの防止

いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉える子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身につけた生徒を育成する。

(1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立するとともに、「学校教育相談のてびき」や「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。

(2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成

「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成するとともに、幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。また、生徒会活動において、生徒が自主的に取り組む活動を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。

(3) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化

いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るとともに、家庭やPTA、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

(4) 学校基本方針による取組の評価

学校基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、計画的かつ継続的な点検・評価を実施し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

2 いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように心掛ける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 教職員による観察や情報交換

毎週1回の運営委員会・学年部会、隔週1回の生徒指導部会・特別支援部会の実施により教職員がいつでも情報を共有できる工夫を行う。

(2) 毎月の生活アンケートの実施

毎月の生活アンケートの実施や生活ノートの活用、個人面談、家庭訪問等、きめ細かな把握に努める。

(3) 教育相談体制の整備

学級担任、養護教諭、SC等、生徒にとって最も相談しやすい人に、いつでも相談を受ける。年間2回教育相談及び夏季休業中での教育面談を利用し、実態把握に努める。また、その充実のために向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

(4) 相談機関等の周知学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、職員全員の共通理解、保護者の努力、関係機関-専門機関との連携のもと取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査

生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係生徒に対応する。さらに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとるとともに、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、SCや福祉等の外部専門家の協力を得る。

(3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(4) 集団への働きかけと継続的指導

はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導し、全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

(5) ネット上へのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。また、学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めるよう啓発活動等にも努める。

(6) いじめの解消の判断

いじめ事案については、対応３ヵ月後に以下にあてはまる場合に解消を判断する。

①いじめに係る行為が、この間行われていないこと。

②被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。

4 重大事態等、関係機関への報告と連携

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるべきいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報の上、連携して組織的に解決するように努める。

【調査を要する重大事態の例】

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- ※土日を除いて７日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- ※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(1) すべてのいじめ事案は、市教育委員会に報告する。

(2) 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

(3) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。

(4) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

5 危機管理マニュアル（いじめ発生の場合）

